



皆さんは、今、はやりのサプリメントってご存じですか。サプリメントとは、ビタミン、ミネラル、アミノ酸、ハーブ類などをもとにした栄養補助食品・健康食品のことで、多種多様の物があります。これは、体を健康に保つためや不足している成分を補う、健康によい食品として認識されています。

しかし、健康食品の中には、「お腹の調子を整える」「コレステロールが高めの方へ」「血圧値が気になる方へ」などと表示していたり、広告されていたりして、お薬と間違えやすいものがあります。疾病予防にはなるかもしれませんが、病気を直接治すわけではありませんので、お薬ではないことを認識してください。

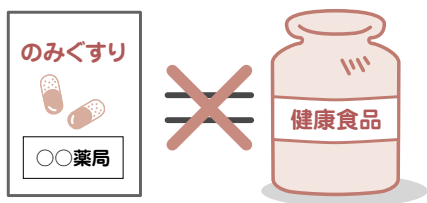
蒲郡市民病院・薬局長 ◆ 内田富久

健康食品はお薬ではありません



さいね。

特に、病気になってしまった方にお薬は、個々の患者さんに対して必要なもので、健康食品をとっているからと言って、お薬を勝手に飲むのを止めたり、お薬の量を調節したりしないでください。健康のためにお薬と健康食品の違いを認識して、上手に使い分けてくださいね。



介護保険制度は、介護サービスに要する費用のうち、利用者が支払う利用者負担分を除いた部分の50%を国や地方公共団体の公費でまかない、残りの50%を被保険者が負担している保険料によって運営されています。

この被保険者の負担している50%のうち、第1号被保険者(65歳以上)は18%、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は32%を負担していたれています。この負担割合は、全国の40歳以上の人口比率に基づいています。

介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、月当たり2千675円を基準額とし、次の表のとおり、

問合先 長寿課 ☎66・1176

介護保険を知ろう②

所得段階別に負担していたできます。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額×0.5	16,050円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額×0.75	24,075円
第3段階	本人が市町村民税非課税の方	基準額×1	32,100円
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	40,125円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	48,150円

納付方法は、年金から保険料を天引きする特別徴収という方法と、口座振替を利用したり、金融機関の窓口で直接納付する普通徴収という方法があります。いずれの方法で負担しているかは、今月発送した決定通知書をご覧ください。また、第2号被保険者の保険料は医療保険の保険料として徴収されていますので、詳しくは各医療保険者にお尋ねください。